

(株)栄光 破産手続開始に伴う電話相談会を開催いたします！

私たち全国青年司法書士協議会は、全国の青年司法書士約2,800名で構成する「市民の権利擁護及び法制度の発展に努め、もって社会正義の実現に寄与すること」を目的とし、日頃より多重債務問題の抜本的解決に取組み、被害者救済活動をしている現場の法律家団体です。

さて、平成28年8月15日、消費者金融大手である株式会社栄光（以下「栄光」とする）が東京地裁へ自己破産を申請し、同日破産手続開始決定を受けたと報道がなされました。（平成28年8月16日帝国データバンク）報道によれば、負債は約209億円で、主な内訳として金融債務34億円に加え、過払金返還債務が約175億円（債権者約3万6800名）にのぼる可能性もあるとのことです。栄光に対して過払金返還請求権を有する多くの債権者らは、自身の置かれた状況について正しく理解出来ていないのが現状です。

同社は自社ホームページ上の自己破産に係るQ&Aで、配当見込が無いために新たな取引履歴の開示は個別に行わないとしており、債権者が自らの生活再建を図るために同社に開示を必要とする局面が生じた場合に混乱することが予想されます。

そこで当協議会では、債権者の疑問・不安解消のための情報提供を行うことで適切な権利行使が出来るよう平成28年9月16日（金）から当面の間（土日祝を除く）、「(株)栄光 破産手続開始に伴う電話相談会」を下記の要領にて開催いたします。

なお、本電話相談会においては、株式会社栄光破産手続きに関する相談に限らず、広く多重債務に関する相談等にも応じます。

また、必要に応じて相談者の地元で活動する当協議会会員を紹介し、継続相談にも対応いたします。

実施要領

〈開催日時〉

平成28年9月16日（金）～当面の間

午後2時～午後6時 ※土日、祝日を除く

〈相談電話番号〉

03－3359－3639

【本件に関するお問い合わせ先】

全国青年司法書士協議会 生活再建支援推進委員会 委員長 坂田亮平（さかたしょうへい）

TEL 092－781－6787 FAX 092－781－6788